

竹田家所蔵摂津国島下郡奈良村文書目録

高野 那菜

解題

本目録は、竹田家が所蔵していた摂津国島下郡奈良村に関する古文書を収録するものである。平成元年（1989年）に竹田家から茨木市立文化財資料館が寄贈を受け、石川道子氏及び旧茨木市史編さん室が目録を作成し、高野が見直しをし、解題を作成した。内容から、旗本板橋家領であった奈良村の庄屋をつとめた、奈良家に伝来した文書群であると考えられる。なお、奈良家と所蔵元の竹田家との関係については、現段階では不明である。

1 奈良村の概要

奈良村は、下中条村の南に位置し、北西部を高槻街道が通り、東辺を茨木川が流れる。元和初年の摂津一国高御改帳では、高575石余のうち、431石余が北見勝忠預りの幕府領、120石が旗本佐藤勘右衛門（継成）領、23石余が高槻藩内藤信正領であった。佐藤勘右衛門は、元和3年（1617年）に摂津などで3000石余を与えられ、佐藤領は幕末まで続いた。内藤信正は寛永2年（1625年）まで当地を治め、信正領は残りの幕府領とともに同10年（1633年）山城勝竜寺藩永井直清領となり、明暦2年（1656年）に旗本板橋政郡に与えられて幕末に至った（『角川日本地名大辞典 27 大阪府』角川書店、1983年）。

村高は、奈良村の「明細帳」（註1）によると、天保12年（1841年）段階で、旗本板橋家知行所455石9升、旗本佐藤家知行所120石、計575石9升であり、幕末期も同様であった（木村礎校訂『旧高旧領取調帳 近畿編』近藤出版社、1975年）。

2 奈良村領主旗本板橋家について

板橋家は、武蔵国豊島郡板橋（現東京都板橋区）を本拠とする。北条氏直に仕えた忠康を初代当主とし、3代政重が大番に任じられて以降、10代盛壽^{もりひさ}に至るまで、代々番方の職を勤めた家柄であった（高柳光寿他編『新訂 寛政重修諸家譜 第9』続群書類従完成会、1965年）。4代政郡が、明暦2年8月1日に女院（東福門院）付となり、

摂津国島下郡に700石（奈良村と下中条村の一部）（註2）を与えられて以降、両村は幕末に至るまで板橋家の知行所であった。そのため本文書群には、奈良村だけでなく、下中条村に関する史料も含まれている。なお、政郡は寛文6年（1666年）4月晦日京都で死去したが、その遺骸は奈良村の所領内に葬られたという（茨木市史編さん委員会編『新修茨木市史 第2巻』茨木市、2016年）。

3 竹田家所蔵奈良村文書の概要

本文書群は計152点の史料で構成されている。年代幅は寛永19年（1642年）から慶応4年（1868年）であるが、点数としては、17世紀中頃から18世紀中頃までに集中している。件数としては、為替手形や預り銀（金）証文、板橋家の御茶料銀の受取（註3）などの金銭に関するものが最も多く、次いで、免割目録や物成勘定目録などの年貢に関するもの、板橋家の家臣が領内の庄屋に宛てた道中差立書状が多くみられる。その他には、宗旨帳や家督相続に関する書状が収められている。

なお、史料番号35、73、75については、『新修茨木市史 第5巻 史料編近世』第1章に、94については、同書第7章にそれぞれ翻刻文が掲載されている。併せて参照いただきたい。

史料の作成時期については、為替の請取に関する史料25点（註4）が、延宝2年（1674年）から元禄元年（1688年）に集中し、道中差立書状に関しては、文化5年（1808年）のものが5点、慶応4年（1868年）のものが2点と限定的であり（註5）、内容によって一定のまとまりがみられる。

これらの史料のうち、特に文化5年の道中差立書状は、奈良村領主旗本板橋家と奈良村庄屋の関係や、奈良村の内情を知る上で重要な史料である。内容について見ておきたい。まず注目すべきは、同年に奈良村で発生した博奕の摘発とその処遇が記されている点である（史料番号131）。具体的には、博奕に関わった17名のうち、半兵衛をはじめとする5名の吟味を奈良村庄屋勝右衛門の家で行った上で、領主の沙汰があるまで、関係者全

員を郷蔵に入れ置くという処罰が下されている。郷蔵は、本来収穫された米などを年貢収納まで収める村共有の蔵として使用するものであるが、処罰を受けた者を押し込めるためにも使用されていたことが本史料から窺える（註6）。

次に、板橋家の上総国知行所の不漁・岡方不作による年貢不足分の金子を、奈良村・下中条村の金子で補おうとしていたという点である。板橋与五左衛門は、奈良村・下中条村に加え、上総国夷隅郡大戸村に50石、同国同郡川津村に199石6斗余の知行地を持っていた（木村礎校訂『旧高旧領取調帳 関東編』近藤出版社、1969年）。その知行地の不足金を補うために、板橋家の家臣（用人）が、両村の庄屋・年寄に対し、臨時入用金の送付を願い出ている（史料番号130・135）。実際に臨時入用金を送付したかどうかは不明であるが、板橋家と両村の村役人の結びつきを垣間見ることができる重要な史料であると言えよう。

註

- 1) 「天保十二年 奈良村明細帳」（奈良財産区会文書、茨木市史編さん室編『新修茨木市史 史料集 14 村明細帳』茨木市、2010年）。
- 2) 下中条村の村高446石余のうち、244石余が旗本板橋政郡領となり、幕末まで続いた（『角川日本地名大辞典 27 大阪府』角川書店、1983年）。
- 3) 板橋家の御茶料銀の受取に関する文書（史料番号60、62など）の作成者馬場宗円は、宇治郷の御用茶師仲間の内の1人である。また、史料番号61、64などの作成者竹村常味は、宇治郷以外（山城国宇治郡大鳳寺村）の茶師であった。なお、宇治茶師の一覧では、史料番号59の作成者である「星野」姓を確認できるため、この人物も宇治茶師である可能性が高いが、史料の制約により、断定することはできない（以上、坂本博司「御用と茶師、そして宇治郷会所あたりからの素描」宇治市歴史資料館編『収蔵資料調査報告書 20 宇治郷の古文書』宇治市歴史資料館、2018年）。新史料の発見を待ちたい。
- 4) 為替の請取に関する史料は、作成年不明のものが他に2点ある（史料番号57・58）。
- 5) 本文書群には、道中差立書状が11点収められている。いずれも作成年が記されていないが、内容から史料番号131、133、135、137、138は文化5年（1808年）、史料番号128、129は慶応4年（1868年）に作

成された史料だと推測することができる。なお、史料番号130、132、134、136についても、文化5年（1808年）に作成された史料である可能性が高いが、内容から断定することはできないため、本目録では、作成年を近世と表記している。

- 6) 奈良村で発生した博奕の摘発については、『新修茨木市史 第2巻』95頁に記載がある。併せて参照いただきたい。

凡例

- ・表題 原表題を尊重し、原表題のないものは（ ）で内容表題を補った。前欠・後欠などのあるものは〈 〉で表記した。
- ・年代・西暦 文書に記載されている和暦を記し、西暦を補った。年代の無いものは、推定年代を（ ）で記載した。
- ・干支・月・日 文書に記載されている干支・月・日を記した。
- ・作成 文書の作成者を入力した。
- ・受取 文書の受取者を入力した。
- ・形数 文書の形状・数量を記載した。

竹田家所蔵摂津国島下郡奈良村文書目録

番号	表題	年代	西暦	干支	月	日	作成	受取	形数
1	午之年免定(高四百五拾五石九升皆済につき)〈端裏書〉	寛永19	1642	午	11		浅山三郎右衛門(印)、袖山理右衛門(印)、千馬権兵衛(印)、長田小右衛門(印)、関野三郎兵衛(印)	庄や百性中参	状1
2	子之御免割目録(高四百五拾五石九升などにつき)〈後欠・端裏書〉	貞享元	1684						状1
3	寛(奈良村庄屋奥右衛門支配所年貢米皆済につき)〈裏書〉	貞享3	1686	寅	1	11	村越万右衛門(印)		状1
4	午之御免割目録(高四百五拾五石九升、毛付高四百貳拾四石貳斗七升などにつき)〈端裏書〉	元禄3	1690	庚午	12	10	五郎兵衛(印)、清右衛門(印)、孫右衛門(印)、源兵衛(印)、市右衛門(印)、勘右衛門(印)、加兵衛(印)、五右衛門(印)、庄左衛門(印)、八右衛門(印)、弥治兵衛(印)、次左衛門(印)、次郎兵衛(印)、忠兵衛(印)、平兵衛(印)、権三郎(印)、長左衛門(印)、助右衛門(印)、利右衛門(印)、九兵衛(印)、寛兵衛(印)、治兵衛(印)、善五郎(印)、助三郎(印)、平兵衛(印)、仁左衛門(印)	奈良村庄屋奥右衛門殿	状1
5	〈書付〉〈前欠〉	元禄5	1692	壬申	12	9	五郎兵衛(印)、孫兵衛(印)、勘右衛門(印)、加兵衛(印)、五右衛門(印)、庄左衛門(印)、平兵衛(印)、助右衛門(印)、寛兵衛(印)、治兵衛(印)、三郎兵衛(印)、善右衛門(印)	奈良奥右衛門殿	状1
6	戌之御免割目録(高貳百三拾五石四斗九升、毛付高貳百拾九石五斗六升三合につき)〈後欠・端裏書〉	元禄7	1694						状1
7	亥之御免割目録(高貳百三拾壹石八斗五升、毛付高貳百拾六石壹斗七升などにつき)〈端裏書〉	元禄8	1695	乙亥	12	9	五郎兵衛(印)、孫兵衛(印)、勘右衛門(印)、加兵衛(印)、五右衛門(印)、庄左衛門(印)、平兵衛(印)、助右衛門(印)、寛兵衛(印)、治兵衛(印)、三郎兵衛、善右衛門(印)	奈良村庄屋太右衛門殿	状1
8	子之御物成勘定目録(高貳百三拾壹石四斗八升、此払、内払につき)〈端裏書〉	元禄9	1696	子	12	28	太右衛門	板橋与五左衛門様御内村越万右衛門殿	状1
9	子之御物成払目録(米合百六拾貳石四斗七升六合、代銀合九貫五百拾九分四厘、払上ヶにつき)〈端裏書〉	元禄9	1696	子	12		奈良村庄屋太右衛門	板橋与五左衛門様御内村越万右衛門様	状1
10	丑之御免割目録(高貳百貳拾七石八斗六升四合、毛付高貳百拾貳石四斗五升三合などにつき)〈端裏書〉	元禄10	1697	丁丑	12	9	五郎兵衛(印)、孫兵衛(印)、勘右衛門(印)、加兵衛(印)、五右衛門(印)、庄左衛門(印)、平兵衛(印)、助右衛門(印)、寛兵衛(印)、治兵衛(印)、三郎兵衛(印)、善右衛門(印)	奈良村庄屋太右衛門殿	状1
11	丑之御物成勘定目録(高貳百貳拾七石八斗六升四合につき)〈後欠カ・端裏書〉	元禄11	1698	寅	2	5	太右衛門		状1
12	寅之御免割目録(高貳百貳拾五石八斗七升三合、毛付高貳百拾石五斗九升七合につき)〈後欠・端裏書〉	元禄11	1698						状1
13	寅之御物成勘定目録(高貳百貳拾五石八斗七升三合など払上ヶにつき)〈端裏書〉	元禄11	1698	寅	12	29	摂州奈良村庄や太右衛門	板橋与五左衛門様御内村越万右衛門殿	状1
14	〈書付 御物成勘定目録カ〉〈前欠〉	元禄14	1701	巳	1	11	奈良村庄や太右衛門印判	板橋与五左衛門様御内村越万右衛門殿	状1
15	〈書付 御免割目録カ〉〈前欠〉	元禄14	1701	巳	12	9	五郎兵衛(印)、孫兵衛(印)、勘右衛門(印)、加兵衛(印)、五右衛門(印)、庄左衛門(印)、平兵衛(印)、助右衛門(印)、藤兵衛(印)、治兵衛(印)、三郎兵衛(印)、善右衛門(印)	奈良太右衛門殿	状1
16	〈書付 御物成勘定目録カ〉〈前欠〉	元禄16	1703	未	1	12	摂州奈良村庄屋太右衛門	板橋与五左衛門様御内村越万右衛門殿	状1
17	未之御物成目録勘定(高貳百拾五石七斗七升五合につき)〈後欠・端裏書〉	元禄16	1703	未					状1
18-1	酉御免割目録(高貳百拾五石七斗七升五合、毛付高貳百壹石壹斗八升五合などにつき)〈端裏書・18-1～18-2こより一括〉	宝永2	1705	酉	12	9	奈良村五郎兵衛(印)、孫兵衛(印)、勘右衛門(印)、甚右衛門(印)、惣兵衛(印)、吉兵衛(印)、平兵衛(印)、助右衛門(印)、藤兵衛(印)、治兵衛(印)、三郎兵衛(印)、善右衛門(印)	奈良太右衛門殿参	状1
18-2	覚入用(下中条割奈良村三ツ割式三割共割り、国役銀などにつき)	宝永2	1705	酉	12	9			状1
19-1	丑之御免割目録(高貳百拾七石七斗六升三合、毛付高貳百三石三升五合などにつき)〈端裏書・19-1～19-2こより一括〉	宝永6	1709	丑	12	9	奈良村五郎兵衛(印)、孫兵衛(印)、勘右衛門(印)、甚右衛門(印)、惣兵衛(印)、吉兵衛(印)、平兵衛(印)、助右衛門(印)、藤兵衛(印)、治兵衛(印)、三郎兵衛(印)、善右衛門(印)	奈良太右衛門殿参	状1
19-2	入用覚(下中条割奈良村三ツ割式三割かゝり銀、国役銀などにつき)〈後欠カ〉	(宝永6)	1709	丑	12	9	惣百性中		状1
20	子之御物成払目録(米合三百石七斗六升九合につき)	(近世)		子	12	25	なら村両右衛門	梅村平太夫参	状1
21	申之御免割目録(高貳百拾四石七斗八升式合、毛付高貳百石貳斗五升六合などにつき)〈端裏書〉	享保元	1716	申	12	9	奈良村五郎兵衛(印)、孫兵衛(印)、助右衛門(印)、甚右衛門(印)、惣兵衛(印)、吉兵衛(印)、平兵衛(印)、勘右衛門(印)、藤兵衛(印)、治兵衛(印)、三郎兵衛(印)、善右衛門(印)	庄屋奥右衛門殿	状1
22	享保九辰年下中條村免状之事	享保9	1724	甲辰	11		奈良奥右衛門、村越千右衛門	下中條村庄屋、年寄、惣百姓中	状1
23	寅歳御物成御勘定目録・卯歳御物成御勘定目録	元文元	1736	辰	12		下中條村庄屋七左衛門(印)	板橋五太夫様御内奈良奥右衛門殿	状1
24	巳之歳御物成御勘定目録・午之歳御物成御勘定目録〈前欠〉	元文4	1739	未	1		摂州嶋下郡下中条村庄屋七左衛門(印)	板橋民部様御内奈良奥右衛門殿	状1
25	申年勘定目録(高合貳百拾七石七升七合などにつき)	寛保元	1741	酉	9		奈良村庄屋新六(印)、同村年寄惣兵衛(印)・同断源内(印)	板橋民部様御内奈良奥右衛門殿、奈良権之進殿	状1
26	酉歳御物成御勘定目録(高貳百四拾四石九斗壹升などにつき)〈端裏書〉	寛保2	1742	戌	11		下中條村庄屋七左衛門(印)	板橋民部様御内奈良奥右衛門殿	状1
27	戌年御物成勘定目録(高合貳百拾七石七升七合などにつき)〈端裏書〉	寛保3	1743	亥	9		奈良村庄屋新六(印)、同村年寄源内(印)・同断惣兵衛(印)	板橋民部様御内奈良奥右衛門殿	状1

竹田家所蔵摂津国島下郡奈良村文書目録

番号	表題	年代	西暦	干支	月	日	作成	受取	形数
28	[]・子年御物成勘定目録・丑年御物成勘定目録(前欠)	延享元	1744	子	8	5	奈良村庄屋治郎兵衛(印)	板橋民部様御内奈良奥右衛門殿	状1
29	[]・卯年御物成勘定目録(前欠)	延享4	1747	卯	7	25	奈良村庄屋治郎兵衛(印)	板橋民部様御内奈良奥右衛門殿	状1
30	亥年御物成御勘定目録(高式百四拾四石九斗壹升などにつき)	(近世)					下中条村庄屋七左衛門(印)	板橋民部様御内奈良奥右衛門殿	状1
31	覚(板橋与五左衛門様、上方御用御小遣方弘銀三百目請取につき)	寛文10	1670	戌	7	10	千熊三郎左衛門(印)	七左衛門殿、太右衛門殿、又兵衛殿	状1
32	覚(為替にして差し越され候合銀八貫目請取につき)	延宝2	1674	寅	12	28	板橋与五左衛門(印)	奈良村太右衛門へ	状1
33	請取為替銀之事(合銀八貫二百目、為替として松屋吉兵衛より請取につき)	延宝3	1675	卯	12	29	板橋与五左衛門(印)	下中条村七左衛門へ、奈良村奥右衛門へ	状1
34	為替手形之事(江戸小判金十両、大文字屋清兵衛方より同茂兵衛方へ登り候金子為替に申合請取につき)	延宝4	1676	辰	12	6	板橋与五左衛門(印)	下中条村七左衛門へ、奈良村奥右衛門へ	状1
35	請取為替銀之事(丁銀新分銅合一貫二百七十五匁、為替銀高請取につき)	延宝6	1678	午	7	20	板橋与五左衛門(印)	下中条村七左衛門へ、奈良村奥右衛門へ	状1
36	請取申為替金子之事(小判合三十四両三分、大文字屋清兵衛以肝煎為替致す金子請取につき)(裏書)	延宝7	1679	己未	3	29	板橋与五左衛門内村越万右衛門(印)	渡邊庄左衛門殿	状1
37	請取申為替金ノ事(江戸小判合金一両三分銀七匁五分、福井村喜兵衛殿へ上り申す為替金銀請取につき)(剥離紙片)	延宝7	1679	未	7	28	大文字屋茂兵衛(印)	奈良奥右衛門殿参	状1
38	為替手形之事(丁銀四貫目、片岡又右衛門方より京都岐阜屋茂兵衛方へ登り候為替銀請取につき)(裏書)	天和元	1681	酉	12	2	村越万右衛門(印)	摂州下中条村七左衛門殿、同奈良村奥右衛門殿	状1
39	為替手形之事(江戸小判金三十五両、江戸本町二丁目伊勢屋小兵衛・片岡又右衛門両人方より京都東洞院世屋町岐阜屋茂兵衛方へ為替金子請取につき)(裏書)	天和3	1683	亥	1	17	村越万右衛門(印)	摂州下中条村七左衛門殿、同奈良村奥右衛門殿	状1
40	為替手形之事(丁銀一貫九百八十二匁二分、大文字屋茂兵衛方以肝煎為替致す銀高請取につき)(裏書)	天和3	1683	亥	5	14	村越万右衛門(印)	摂州下中条村七左衛門殿、同奈良村奥右衛門殿	状1
41	為替手形之事(丁銀九百六十一匁九分五厘、大文字屋茂兵衛方以肝煎為替致す銀高請取につき)(裏書)	天和3	1683	亥	6	19	村越万右衛門(印)	摂州下中条村七左衛門殿、同奈良村奥右衛門殿	状1
42	為替申金子之事(江戸小判合金三十両三分、江戸道明作兵衛方より大坂天満五丁目油屋伊右衛門方へ買物代に上り申金子為替につき)(裏書)	天和3	1683	亥	12	28	村越万右衛門(印)	摂州下中条村七左衛門殿、同奈良村奥右衛門殿	状1
43	為替手形之事(江戸小判金三十四両銀三匁、江戸道明作兵衛方より摂州富田銭屋甚兵衛方へ登る金銀為替につき請取)(裏書)	貞享元	1684	子	3	1	村越万右衛門(印)	摂州下中条村七左衛門殿、同奈良村奥右衛門殿	状1
44	為替手形之事(江戸小判金三十四両銀三匁、江戸道明作兵衛方より摂州富田銭屋甚兵衛方へ登る金銀為替につき請取)(裏書)	貞享元	1684	子	3	14	村越万右衛門(印)	摂州下中条村七左衛門殿、同奈良村奥右衛門殿	状1
45	為替手形之事(江戸小判金十三両銀十二匁、道明作兵衛方より摂州富田銭屋甚兵衛方へ登る金銀為替につき請取)(裏書)	貞享元	1684	子	4	1	村越万右衛門(印)	摂州下中条村七左衛門殿、同奈良村奥右衛門殿	状1
46	為替手形之事(江戸小判金十一両銀十二匁、江戸道明作兵衛方より摂州富田銭屋甚兵衛方へ登る金銀為替につき請取)(裏書)	貞享元	1684	子	4	5	村越万右衛門(印)	摂州下中条村七左衛門殿、同奈良村奥右衛門殿	状1
47	為替手形之事(丁銀二貫五百四十九匁一分、摂州福井村喜兵衛方へ登る銀子大文字屋茂兵衛方以肝煎為替致す銀子請取につき)(裏書)	貞享元	1684	子	5	26	村越万右衛門(印)	摂州奈良村奥右衛門殿、同下中条村権左衛門殿	状1
48	為替手形之事(丁銀六百十九匁四分、摂州福井村喜兵衛方へ上る銀子大文字屋茂兵衛方以肝煎為替致す銀高請取につき)(裏書)	貞享元	1684	子	7	2	村越万右衛門(印)	摂州奈良村奥右衛門殿、同下中条村権左衛門殿	状1
49	為替手形之事(丁銀一貫二百三十六匁七分五厘、摂州福井村喜兵衛方へ登る銀子大文字屋茂兵衛方以肝煎為替致す銀高請取につき)(裏書)	貞享元	1684	子	7	25	村越万右衛門(印)	摂州奈良村奥右衛門殿、同下中条村権左衛門殿	状1
50	為替手形之事(丁銀一貫八百三十三匁三分、摂州福井村喜兵衛方へ登る銀子大文字屋茂兵衛方以肝煎為替致す銀高請取につき)(裏書)	貞享元	1684	子	8	1	村越万右衛門(印)	摂州奈良村奥右衛門殿、同下中条村権左衛門殿	状1
51	為替手形之事(丁銀九百二十一匁三分、摂州福井村喜兵衛方へ登る銀子大文字屋茂兵衛方以肝煎為替致す銀高請取につき)(裏書)	貞享元	1684	子	8	18	村越万右衛門(印)	摂州奈良村奥右衛門殿、同下中条村権左衛門殿	状1
52	為替手形之事(江戸小判金二十二両二分銀十二匁、道明新左衛門方より摂州富田銭屋甚兵衛方へ登る金銀為替につき請取)(裏書)	貞享3	1686	寅	閏3	1	村越万右衛門(印)	摂州奈良村奥右衛門殿、同下中条村権左衛門殿	状1
53	為替手形之事(江戸小判金二十二両銀六匁、道明新左衛門方より摂州富田銭屋甚兵衛方へ登る金銀為替につき請取)(裏書)	貞享3	1686	寅	5	21	村越万右衛門(印)	摂州奈良村奥右衛門殿、同下中条村権左衛門殿	状1

竹田家所蔵摂津国島下郡奈良村文書目録

番号	表題	年代	西暦	干支	月	日	作成	受取	形数
54	為替手形之事(丁銀九貫七十一匁一分、片岡又右衛門方より京都東洞院岐阜屋茂兵衛方へ上セ銀子為替致す銀高請取につき)〈裏書〉	貞享4	1687	卯	11	22	村越万右衛門(印)	摂州奈良村奥右衛門殿、同下中條村權左衛門殿	状1
55	為替手形之事(江戸小判金三十三両、道明新左衛門方より摂州富田錢屋甚兵衛方へ上セ金子為替致すにつき金高請取)〈裏書〉	貞享5	1688	辰	6	23	村越万右衛門(印)	摂州奈良村奥右衛門殿、同下中条村伊右衛門殿	状1
56	為替手形之事(江戸小判金十三両、大文字屋平四郎方より京都西陣笹屋町三町目松屋五郎兵衛方へ登る金子為替につき金高請取)〈裏書〉	元禄元	1688	辰	11	26	板橋与五左衛門内村越万右衛門(印)	摂州奈良村奥右衛門殿、同下中条村伊右衛門殿	状1
57	辰之暮為替之覚(片岡又右衛門口入岐阜屋茂兵衛・福井村喜兵衛等金銀手形上着次第渡すにつき)	(近世)			11		村越万右衛門	奈良村奥右衛門殿、下中条村伊右衛門殿	状1
58	覚(銀一貫目、江戸御屋鋪当暮為替銀高之内請取につき)〈奥書〉	(近世)		亥	12	24	片岡又七(印)	奈良奥右衛門様	状1
59	板橋与五左衛門様午年御茶料(合百一匁七分請取につき)	延宝6	1678	午	12	27	星野(花押)	岡又兵衛様	状1
60	板橋与五左衛門様丑之年御茶料(御茶料銀合百目請取につき)	元禄10	1697	丑	12		馬場宗円(花押)	本多基五右衛門殿参	状1
61	板橋与五左衛門様御茶料請取覚(銀子合百六十七匁七分請取につき)	元禄13	1700	辰	12	26	竹村常味(印)	本多基五右衛門様	状1
62	板橋与五左衛門様辰ノ年御茶料請取手形(御茶代銀合七十三匁二分請取につき)	元禄13	1700	辰	12	27	馬場宗円(花押)	本多基五右衛門殿	状1
63	板橋与五左衛門様午ノ年御茶料請取手形(銀合八十九匁二分請取につき)	元禄15	1702	午	12	27	馬場宗円(花押)	本多基五右衛門様	状1
64	板橋与五左衛門様御茶料請取覚(合二百十八匁銀子請取につき)	元禄15	1702	午	12	28	竹村常味(印)	本多基五右衛門様参	状1
65	請取申御茶料之事(合百四十五匁五分銀子請取につき)	(近世)		丑	12	27	竹村常味(印)	本多基五右衛門様	状1
66	板橋与五左衛門様未之年御茶料請取手形(銀合九十七匁二分請取につき)	元禄16	1703	未	12	27	馬場宗円(花押)	本多平蔵様	状1
67	板橋与五左衛門様御茶料請取覚(合二百二十一匁九分銀子請取につき)	元禄16	1703	未	12	27	竹村常味(印)	本多平蔵様	状1
68	板橋五太夫様御用御茶料之事(合銀子八十七匁三分請取につき)〈端書〉	(近世)		亥	12		竹村常味(印)	和泉屋又七殿	状1
69	板橋五太夫様御用御茶料之事(合新銀百五十四匁七分銀子請取につき)〈包紙・紙紐〉	享保7	1722	寅	12		竹村常味(印)	奈良奥右衛門殿	状1
70	板橋五太夫様亥年御茶料請取手形(銀四十七匁三分請取につき)〈端書〉	享保16	1731	亥	12	26	馬場宗円(花押)	和泉屋又七殿	状1
71	板橋五太夫様卯年御茶料請取手形(銀四十七匁三分請取につき)〈端書〉	享保20	1735	卯	12	27	馬場宗円(花押)	和泉屋又七殿	状1
72	板橋五太夫様辰年御茶料請取手形(銀四十七匁三分請取につき)〈端書〉	元文元	1736	辰	12		馬場宗円(花押)	和泉屋又七殿	状1
73	請取申銀子之事(銀百十八匁、板橋与五左衛門様へ長坂新右衛門方より矢羽代請取につき)	元禄16	1703	未	11	6	長坂新右衛門内貝栖藤兵衛(印)	奈良村太右衛門殿	状1
74	請取積申江戸廻り御荷物之事(醤油など頭屋六郎兵衛船積荷物請取につき)	元禄16	1703	未	3	25	あらや仁右衛門(印)	奈良太右衛門殿	状1
75	摂州大坂頭や庄太夫船水主十五人乗二積下申武具之事(鍔之荒柄、長刀之荒柄、板橋古軒荷物江戸屋敷へ積み下ろしにつき)〈端裏書・奥書〉	享保2	1717	酉	6	21	板橋古軒内村越万右衛門印	下田御番所当番衆中	状1
76	(包紙「但此内三百匁ハ亥二月二相済、享保十五いぬノ極月高寄貫八百八匁三分いづミヤ又七方具服代請取手形」)	(享保15)	1730	(戌)	(12)				包紙1
76-1	覚(御用為替銀一貫八匁三分請取につき)	(享保15)	1730	戌	12	20	片岡又七(印)	奈良奥右衛門様	状1
76-2	覚(板橋様為替銀・御茶料請取につき)	(享保15)	1730	戌	12	28	片岡又七(印)	奈良奥右衛門様	状1
77	覚(六月廿五日、銀六匁受取につき)	(近世)		午	7	11	長田大和(印)	本田基五右衛門様	状1
78	板橋与五左衛門様御用(代銀合二十八匁一分五厘請取につき)	(近世)		午	12	29	馬借仁左衛門代勤兵衛(印)	本多平蔵様	状1
79	(七月手前より払、極月手前より払、板橋様御用銀につき)	(近世)							折紙1
80	覚(領收証書上)	(近世)		午	12	26	長田大和代三右衛門(花押)	本多基五右衛門様	状1
81	(覚 印判代九匁四分請取につき)	(近世)			9	7	印判屋一郎右衛門(印)	本田平蔵様	状1
82	覚(備後小髭表・床表等代銀百七十目請取につき)	(近世)		未	6	14	近江や長左衛門(印)	奈良太右衛門殿	状1
83	覚(三十四本うけ取につき)	(近世)		未	12	28	長田大和(印)	本多平蔵様	状1
84	売上ヶ申灯油之事(新銀百五十四匁七分請取につき)	(近世)		亥	7	5	山口屋久兵衛(印)	下中条七左衛門殿	状1
85	本多平蔵様書出し(状箱・紙・葦など代、請取につき)	(近世)			12	30	越(カ)行屋孫兵衛代權兵衛(印)		状1
86	覚(板橋与五左衛門様・同五太夫様より御初尾金子請取につき)	(近世)		午	2	23	瀧本坊内長善(印)	庄屋次郎兵衛殿	状1
87	覚(与五左衛門様・五太夫様より御初尾金子請取につき)	(近世)		申	2	7	瀧本坊納所(印)	奈良太右衛門殿	状1
88	覚(御初穂金子一両請取につき)〈端裏書〉	(近世)		亥	1	26	八幡山滝本坊役者(印)	下中條村七左衛門殿	状1
89	覚御借銀(巳・申・酉不足銀等勘定)〈後カカ〉	(近世)							状1
90	覚(升屋孫左衛門方売米蔵米相渡につき)	享保12	1727	未	12	29	奈良奥右衛門(印)	下中条村庄屋七左衛門殿、奈良村庄屋次郎兵衛殿、同庄屋善右衛門殿	状1

竹田家所蔵摂津国島下郡奈良村文書目録

番号	表題	年代	西暦	干支	月	日	作成	受取	形数
91	(書付 忠四郎目安銀滞一件書)〈前欠〉	寛保2	1742	戌	6	12	奈良村六人組庄兵衛、吉兵衛、甚兵衛、勘七、小兵衛、八兵衛		状1
92	(書状 御茶料支払銀、江戸より被下置候有代之儀につき)〈欠損〉	(近世)			12	28	本多左伝次(花押)	奈良奥右衛門様	状1
93	覚(寛年五分一卯年酒造米、三郎兵衛分運上銀指上につき)〈奥書〉	(近世)		辰	12	25	なら村庄屋太右衛門印判	村越万右衛門様	状1
94	酒造米之覚(端書・奥書・裏書「未之御物成私目録」)	正徳5	1715	未	12	25	摂州奈良村奥右衛門印、同村次郎兵衛印、同下中条村七左衛門印	村越万右衛門殿	状1
95	覚(諸国巡見につき国絵図・城絵図無用の事など)	(近世)		酉	2				状1
96	覚(五畿内并近江・伊勢等諸国御城詰米并御料所置親見分につき)	(近世)			6	2			状1
97	乍恐御訴訟(奈良村太右衛門二私女房より三年前銀子一貫目預け候処、銀子入用二附戻し催促仕候共、相済不申迷惑につき)〈裏書「乍恐返答」〉	宝永元	1704	申	5	23	あふみや彦右衛門	御奉行様	状1
98	(覚 宝永七年書付差越候様高槻より申来り、庄屋三人印形いたすにつき)	宝永7	1710	寅	9	29	たれ庄屋孫平、たれ庄屋次郎兵衛、太右衛門		状1
99	覚(米合式百拾三石六斗六升、当七月迄に相立申につき)	享保7	1722	寅	5	20	なら村善右衛門(印)、同村三郎兵衛(印)	奈良奥右衛門殿	状1
100	(書付 右六日御状寄通庄屋中より来ル与五左衛門様御用)	(近世)							状1
101	一札之事(宗旨御改二付証文并宗旨帳殿様へ指上、下人請状此方二預置につき)	天和3	1683	亥	2	29	六人組善五郎(印)、治兵へ(印)、覚兵衛(印)、五右衛門(印)、勘右衛門(印)、庄左衛門(印)、六人組助三郎(印)、五郎兵へ(印)、勘右衛門(印)、加兵へ(印)、孫一郎(印)、作兵衛(印)	奈良奥右衛門殿	状1
102	一札之事(宗旨御改二付旦那寺より判形帳并手形殿様へ指上ケにつき)	元禄3	1690	庚午	2	晦	七人組助三郎(印)、五郎兵衛(印)、平兵衛(印)、孫市郎(印)、勘右衛門(印)、加兵衛(印)、作兵衛(印)、六人組善五郎(印)、庄左衛門(印)、治兵衛(印)、覚兵衛(印)、勘右衛門(印)、五右衛門(印)、五人組次郎兵衛(印)、忠兵衛(印)、半兵衛(印)、奥右衛門(印)、権三郎(印)、五人組次郎左衛門(印)、清右衛門(印)、八右衛門(印)、市右衛門(印)、仁左衛門(印)、五人組弥次兵衛(印)、九兵衛(印)、長左衛門(印)、利右衛門(印)、源兵衛(印)	奈良奥右衛門殿	状1
103	指上申一札之事(切支丹宗門改・五人組・妻子等につき)	享保3	1718	戌	3	1	七人組五郎兵衛(印)、平兵衛(印)、孫兵衛(印)、甚右衛門(印)、長兵衛(印)、新兵衛(印)、三郎兵衛(印)、七人組藤兵衛(印)、勘右衛門(印)、治兵衛(印)、作兵衛(印)、庄左衛門(印)、惣兵衛(印)、善右衛門(印)	奈良村奥右衛門殿	状1
104	宗旨帳面五人組改(享保十九年寅三月下中条村分・奈良村庄屋分)	(享保19)	1734	寅	(3)				状1
105	覚(奈良村治郎兵衛方・同新六方・下中条村七左衛門方人数改につき)	(延享元)	1744	(子)	(3)				状1
106	覚(高五百七拾五石九升、嶋下郡奈良村土砂留場所無御座候につき)	元禄11	1698	寅	7	26	次郎兵衛印、太右衛門同、善右衛門同、安右衛門同、藤左衛門同、弥五兵衛同	芥川文左衛門様、中河六右衛門様	状1
107	一札之事(喜兵衛欠落仕候得共穿鑿により帰宅致、家督相続願につき)〈奥書〉	正徳4	1714	午	1	11	本人喜兵衛、喜兵衛母、証人五郎兵衛、組中七郎兵へ、勘右衛門、治兵へ、藤兵へ、惣兵へ、善右衛門	なら村奥右衛門殿参	状1
108	乍恐書付ヲ以御訴訟奉申上候(下中条村早魃により木綿作困窮、見分の上百姓相続下さるにつき)〈端裏書〉	享保10	1725	巳	8		摂州嶋下郡下中条村庄屋七左衛門(印)、同年寄五兵衛(印)、同頭百姓吉兵衛(印)	板橋五太夫様御内奈良奥右衛門殿	状1
109	(指上申写一札 仁兵衛相続之義、五兵衛願い出につき)〈前欠カ・奥書〉	寛保2	1742	戌	12	5	奈良村庄屋代印源内仕候新六(印)、同村年寄源内(印)、同惣兵衛(印)	板橋民部御内奈良奥右衛門殿	状1
110	(印鑑書「茨木御坊輪番皆演坊(印)義洲(花押)」)〈端裏書〉	延享元	1744	子	3				状1
111	(本物返シ田地売渡証文 三人之田地銀子十貫目之本物返二売渡につき)〈前欠〉	寛文9	1669	酉	11	3	下中条村七左衛門(印)、奈良村太右衛門(印)、同村又兵衛(印)	京松葉屋喜右衛門殿参	状1
112	預り申銀子之事(丁銀合五貫二百七十九匁九分預りにつき)〈奥書〉	寛文11	1671	亥	12	晦	摂州奈良村多右衛門(花押)、同村太郎兵へ	菱屋一右衛門殿	状1
113	借用申銀子之事(丁銀合三貫八百十一匁、板橋与五左衛門用銀として借用につき)	寛文12	1672	子	12	25	梅村平太夫(印)、千熊三郎右衛門(印)	富田源左衛門殿	状1
114	預り申金銀之事(金小判五十両、銀三貫目預りにつき)	天和2	1682	戌	11	15	下中条庄や七左衛門(印)、奈良村奥右衛門(印)	福井村喜兵衛殿	状1
115	預り申銀子之事(丁銀十二貫目、旦那御入用につき)〈裏書〉	天和3	1683	亥	1	11	村越万右衛門(印)	下中条村七左衛門殿、奈良村奥右衛門殿	状1
116	証文之事(銀九貫七十一匁御店頭板橋与五左衛門殿御入用為銀、江戸片岡又右衛門肝煎を以請取につき)〈端裏書〉	貞享5	1688	辰	1	29	摂州奈良村奥右衛門(印)、下中条村権左衛門(印)	きふや藤兵衛殿	状1
117	覚(元利銀指引算用仕借用につき)	貞享5	1688	辰	2	29	奈良奥右衛門(印)	山本七左衛門殿	状1
118	預り申金子之事(合金七十両預りにつき)	正徳5	1715	未	10	26	奈良村奥右衛門(印)、下中条村七左衛門(印)	升屋孫左衛門殿	状1
119	預り申金子之事(乾小判合二百十両預りにつき)	正徳5	1715	未	12	17	奈良村奥右衛門(印・反故)、同村次郎兵衛(印・反故)、下中条村七左衛門(印・反故)	升屋孫左衛門殿	状1
120	預り申金子之事(乾小判合金百二十一両預りにつき)	正徳6	1716	申	2	28	下中条村七左衛門(印・反故)、奈良村次郎兵衛(印・反故)、同村奥右衛門(印・反故)	升屋孫左衛門殿	状1
121	預り申金子之事(乾小判合金五十両預りにつき)	正徳6	1716	申	5	2	下中條村七左衛門(印・反故)、奈良村次郎兵衛(印・反故)、同村奥右衛門(印・反故)	升屋孫左衛門殿	状1
122	預り申金子之事(乾合金三十両預りにつき)	正徳6	1716	申	6	晦	下中条村七左衛門(印・反故)、奈良村奥右衛門(印・反故)、同村次郎兵衛(印・反故)	升屋善右衛門殿参	状1
123	預り申金子之事(合金百両預りにつき)	享保元	1716	申	10	5	下中條村七左衛門(印・反故)、奈良村次郎兵衛(印・反故)、同村奥右衛門(印・反故)	升屋孫左衛門殿、同長清殿	状1

竹田家所蔵摂津国島下郡奈良村文書目録

番号	表題	年代	西暦	干支	月	日	作成	受取	形数
124-1	預り申銀子之事(合銀十四貫目其方入用次第返済可申候につき)(124-1～124-7までこより一括)	享保2	1717	酉	12	24	下中条村七左衛門(印・反故)、奈良村次郎兵衛(印・反故)、同村奥右衛門(印・反故)	升屋孫左衛門殿	状1
124-2	預り申金子之事(合金百両其方入用次第返済可申候につき)	享保2	1717	酉	12	24	下中條村七左衛門(印・反故)、奈良村次郎兵衛(印・反故)、同村奥右衛門(印・反故)	升屋孫左衛門殿	状1
124-3	預り申金子之事(合金百五十両其方御入用次第返済可申候につき)	享保3	1718	戌	2	6	下中条村七左衛門、奈良村次郎兵衛(印・反故)、奥右衛門(印・反故)	升屋孫左衛門殿	状1
124-4	預り申金子之事(合金八十一両其方御入用次第返済可申候につき)	享保3	1718	戌	4	28	下中條村七左衛門(印・反故)、奈良村次郎兵衛(印・反故)、同村奥右衛門(印・反故)	升屋孫左衛門殿	状1
124-5	預り申金子之事(合金百両其方御入用次第返済可申候につき)	享保3	1718	戌	9	16	下中条村七左衛門(印・反故)、奈良村奥右衛門(印・反故)	升屋孫左衛門殿	状1
124-6	覚(丁銀受取につき)	享保3	1718	戌	9	25	奈良奥右衛門(印・反故)	升屋孫左衛門殿	状1
124-7	覚(新銀請取につき)	享保3	1718	戌	12	29	奈良奥右衛門(印・反故)	升屋孫左衛門殿	状1
125	年賦銀皆済証文之事(正徳元年霜月より享保三年霜月まで八ヶ年の間、忝年に銀二貫二百十匁宛請取につき)	享保3	1718	戌戌	12	15	片岡又七(印)	摂津下中条村七左衛門殿、同奈良村次郎兵衛殿、奈良奥右衛門殿	状1
126	預り申金子之事(合金五十両其方御入用次第返済可申候につき)	享保13	1728	申	3	11	奈良奥右衛門(印)	升屋孫左衛門殿	状1
127	預り申金子之事(金二十両其方御入用次第返済可申候につき)	享保13	1728	申	10	3	奈良奥右衛門(印)	升屋孫左衛門殿	状1
128	辰正月四日道中正六限差立書状(卯年両村作方干損致候儀、御物成米直段等につき)	(慶応4)	1868	(辰)	1	4	地頭役所(印)、谷沢市郎兵衛(印)、磐瀬忠之進(印)	奈良村庄屋勝右衛門殿、同治作殿、下中条村年寄太右衛門殿	豎1
129	辰六月十三日道中正六限差立書状(江戸之形勢・殿様御上京之御沙汰、奈良村下中条村植付・淀川筋大水等につき)	(慶応4)	1868	(辰)	6	13	板橋役所(印)、谷沢市郎兵衛(印)、盤瀬忠之進(印)	奈良村庄屋奈良勝右衛門殿、同治作殿、下中条村年寄太右衛門殿	豎1
130	辰正月十九日八日限二而差立候書状(年貢米五十石分積み金指示、梅林寺和尚勝右衛門宅迄寒中見舞御出之由等につき)	(近世)		(辰)	1	18	倉沢重蔵(印)、勝越忠兵衛(印)	奈良村庄屋勝右衛門殿、同年寄伊兵衛殿、同増右衛門殿、下中条村庄屋七左衛門殿、同年寄半左衛門殿	豎1
131	辰三月十六日道中六日限二而差立候書状(西株半兵衛宅二而奉公人共其外若キもの寄集手遊致不届之趣十七人召捕郷藏江入置一件、公辺江聞候而者難相済、地頭所より御咎相待候儀承知につき)(後欠)	(文化5)	1808	(辰)	(3)	(16)		奈良村	豎1
132	辰三月十六日道中六日限二而差立候書状(御給金三十七匁三分為替手形并金子受取、泉屋敷内所々破損所取繕奥メリ并御境塀新規御普請御入用等につき)	(近世)		(辰)	3	16	倉澤重蔵(印)、勝越忠兵衛(印)	七左衛門殿、勝右衛門殿、半左衛門殿、伊兵衛殿、増右衛門殿	豎1
133	辰四月十二日道中八日限差出書状(朝鮮人信使対州迄来聘二付国役、三州六所明神社修復二付摂津国御免勅化等につき)	(文化5)	1808	辰	4	12	倉沢重蔵(印)、勝越忠兵衛(印)	下中条村庄屋七左衛門殿、同年寄半左衛門殿、奈良村庄屋勝右衛門殿、同年寄伊兵衛殿、同増右衛門殿	豎1
134	辰六月十六日道中六日限差立書状(月入用金并小普請役金受取、植付拵二取懸候処雨ふり不申心配之由等につき)	(近世)		(辰)	6	16	倉沢重蔵(印)、勝越忠兵衛(印)	中条村庄屋七左衛門殿、同年寄半左衛門殿、奈良村庄屋勝右衛門殿、同年寄伊兵衛殿、同増右衛門殿	豎1
135	辰閏六月六日道中八日限二而差立候書状(月入用金十五両為替手形并金子受取、両村御領内植付拵、上総御知行所臨時入用金十五両送付願いにつき)	(文化5)	1808	(辰)	閏6	6	倉澤重蔵(印)、勝越忠兵衛(印)	奈良村庄屋勝右衛門殿、同年寄伊兵衛殿、同増右衛門殿、下中条村庄屋七左衛門殿、同年寄半左衛門殿	豎1
136	辰七月十三日道中八日限二而差立候書状(上総知行所長雨二而不漚其上岡作不熟二付御手当金差下、両村当方植付早魃に相成難渋等につき)	(近世)		(辰)	7	13	倉澤重蔵(印)、勝越忠兵衛(印)	下中条村庄屋七左衛門殿、同年寄半左衛門殿、奈良村庄屋勝右衛門殿、同年寄伊兵衛殿、同増右衛門殿	豎1
137	辰八月廿一日道中八日限差立書状(両村作方之儀日照続二より心配、月御入用金十五両為替手形并金子受取などにつき)	(文化5)	1808	(辰)	8	21	倉沢重蔵(印)、勝越忠兵衛(印)	七左衛門殿、勝右衛門殿、半左衛門殿、伊兵衛殿、増右衛門殿	豎1
138	辰十二月十一日道中八日限二而差立候書状(月御入用金并御給金為替手形并金子受取、朝鮮人來聘国役金用達大和屋尚太郎納入等につき)	(文化5)	1808	(辰)	12	11	倉沢重蔵(印)、勝越忠兵衛(印)	奈良村庄屋勝右衛門殿、同年寄伊兵衛殿、同増右衛門殿、下中条村庄屋七左衛門殿、同年寄半左衛門殿	豎1
139	(書状 年始御祝儀被申上、御満悦思召につき)	(近世)			1	18	倉沢重蔵則明(花押)、勝越忠兵衛義周(花押)	山本七郎殿、奈良村庄屋勝右衛門殿、同年寄伊兵衛殿、同増右衛門殿、下中条村庄屋七左衛門殿、同年寄半左衛門殿	折紙1
140	(書状 当年稲作木綿作之儀反別帳一覽之上各々申談、銀主共御仕方積高之儀、諸入用金銀俵約などにつき)(奥書)	(近世)			9	23	勝越忠兵衛(印)、小沢作之進(印)、金澤佐助(印)、勝越園右衛門(印)	奈良村庄屋西村柳庵殿、同勝右衛門殿、同村年寄伊兵衛殿、同文右衛門殿、下中条村庄屋兵藏殿、同村年寄仙助殿	状1
141	(書状 米御かし持せ下さるべしとはや我等も用意仕るべく候間其方様へもと申し申すべくにつき)(端裏書)	(近世)					喜左衛門	奥右衛門様	状1
142	(こより)								こより1